

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月9日

【会社名】 株式会社KADOKAWA・DWANGO

【英訳名】 KADOKAWA DWANGO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 川上 量生
代表取締役社長 佐藤 辰男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見二丁目13番3号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社KADOKAWA
取締役経理財務本部長 渡辺 彰
株式会社ドワンゴ
執行役員 コーポレート本部長 小松 百合弥

【最寄りの連絡場所】 株式会社KADOKAWA
東京都千代田区富士見二丁目13番3号
株式会社ドワンゴ
東京都中央区銀座四丁目12番15号

【電話番号】 株式会社KADOKAWA
03-3238-8412
株式会社ドワンゴ
03-3549-6300

【事務連絡者氏名】 株式会社KADOKAWA
取締役経理財務本部長 渡辺 彰
株式会社ドワンゴ
執行役員 コーポレート本部長 小松 百合弥

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
（注1）

【届出の対象とした募集金額】 2,500,000,000円（注2）

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

- (注) 1. 本訂正届出書の対象となる新株予約権は、平成26年5月14日に開催された株式会社KADOKAWA（以下、「KADOKAWA」といいます。）及び株式会社ドワンゴ（以下、「ドワンゴ」といいます。）の取締役会の決議（株式移転計画の作成）、KADOKAWAにおいては平成26年6月21日に開催された定時株主総会、ドワンゴにおいては平成26年7月3日に開催された臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に際し、本株式移転により株式会社KADOKAWA・DWANGO（以下、「当社」といいます。）がKADOKAWA及びドワンゴ（以下、総称して「両社」、個別に「各社」という場合があります。）の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）においてKADOKAWAが発行している株式会社角川グループホールディングス2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成21年12月18日発行）（以下、「承継前新株予約権付社債」といいます。）に付された新株予約権（以下、「割当対象新株予約権」といいます。）の新株予約権者（以下、「割当対象新株予約権者」といいます。）に対して、割当対象新株予約権の代わりに、割当対象新株予約権者が有する割当対象新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付するものです。当社は、本株式移転に際して、基準時においてKADOKAWAが発行している承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務のうち、基準時において未償還のもの全てを承継します。
2. 承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金110億円のうち、本株式移転の効力が生じる直前において未償還の金額となります。本訂正届出書提出日において未確定であるため、平成26年5月31日現在の承継前新株予約権付社債の残高を記載しております。なお、本株式移転の効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月3日付で提出した有価証券届出書（平成26年6月25日に提出した有価証券届出書の訂正届出書及び平成26年7月2日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成26年6月21日開催のKADOKAWAの定時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、平成26年6月24日付でKADOKAWAの有価証券報告書が提出されたこと、平成26年6月23日付でKADOKAWAの臨時報告書が提出されたこと、平成26年7月3日開催のドワンゴの臨時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、及び平成26年7月4日付でドワンゴの臨時報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、ドワンゴの臨時株主総会の議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2【訂正事項】

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

(1) 株式移転計画の内容の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

7 組織再編成に関する手続

(2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

臨時報告書

訂正報告書

（添付書類の追加）

ドワンゴの臨時株主総会の議事録の写し

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付して表示しております。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

(中略)

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とKADOKAWA及びドワンゴの状況は以下のとおりです。

KADOKAWA及びドワンゴは、ドワンゴの臨時株主総会による承認を前提として、平成26年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	役員の兼任等	
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)
(連結子会社) KADOKAWA	東京都千代田区	28,825	出版事業、映像事業、版權 事業、デジタルコンテンツ 事業等	100	8	未定
ドワンゴ	東京都中央区	10,616	ネットワーク・エンタテイ ンメント・サービス及びコ ンテンツの企画・開発・運 営、動画コミュニティサー ビスの運営等	100	7	未定

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、KADOKAWA及びドワンゴは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの最近事業年度末日時点（KADOKAWAは平成26年3月31日時点、ドワンゴは平成25年9月30日時点）の状況は、以下のとおりです。

(以下略)

(訂正後)

(中略)

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とKADOKAWA及びドワンゴの状況は以下のとおりです。

KADOKAWA及びドワンゴは、平成26年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	役員の兼任等	
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)
(連結子会社) KADOKAWA	東京都千代田区	28,825	出版事業、映像事業、版權 事業、デジタルコンテンツ 事業等	100	8	未定
ドワンゴ	東京都中央区	10,616	ネットワーク・エンタテイ ンメント・サービス及びコ ンテンツの企画・開発・運 営、動画コミュニティサー ビスの運営等	100	7	未定

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、KADOKAWA及びドワンゴは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの最近事業年度末日時点（KADOKAWAは平成26年3月31日時点、ドワンゴは平成25年9月30日時点）の状況は、以下のとおりです。

(以下略)

3【組織再編成に係る契約】

(1) 株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

KADOKAWA及びドワンゴは、ドワンゴの臨時株主総会による承認を前提として、平成26年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、KADOKAWA及びドワンゴを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を、平成26年5月14日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、KADOKAWAの普通株式1株に対して当社の普通株式1.168株、ドワンゴの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、KADOKAWAは平成26年6月21日に開催された定時株主総会において本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行っており、ドワンゴは平成26年7月3日に開催予定の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

(訂正後)

KADOKAWA及びドワンゴは、平成26年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、KADOKAWA及びドワンゴを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を、平成26年5月14日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、KADOKAWAの普通株式1株に対して当社の普通株式1.168株、ドワンゴの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、KADOKAWAは平成26年6月21日に開催された定時株主総会において本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行っており、ドワンゴは平成26年7月3日に開催された臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行っております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(訂正前)

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

KADOKAWAまたはドワンゴの株主が、その有するKADOKAWAの普通株式またはドワンゴの普通株式につき、KADOKAWAまたはドワンゴに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、KADOKAWAの株主は平成26年6月21日に開催された定時株主総会（KADOKAWA）に先立って、ドワンゴの株主は平成26年7月3日に開催予定の臨時株主総会（ドワンゴ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれKADOKAWAまたはドワンゴに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、KADOKAWAまたはドワンゴが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(以下略)

(訂正後)

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

KADOKAWAまたはドワンゴの株主が、その有するKADOKAWAの普通株式またはドワンゴの普通株式につき、KADOKAWAまたはドワンゴに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、KADOKAWAの株主は平成26年6月21日に開催された定時株主総会（KADOKAWA）に先立って、ドワンゴの株主は平成26年7月3日に開催された臨時株主総会（ドワンゴ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれKADOKAWAまたはドワンゴに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、KADOKAWAまたはドワンゴが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(以下略)

7【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

(2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

本株式移転計画・統合契約締結承認取締役会決議日(両社)	平成26年5月14日
統合契約締結日(両社)	平成26年5月14日
本株式移転計画承認臨時株主総会基準日公告日(ドワンゴ)	平成26年5月14日
本株式移転計画承認臨時株主総会基準日(ドワンゴ)	平成26年5月29日
本株式移転計画承認時株主総会決議日(KADOKAWA)	平成26年6月21日
本株式移転計画承認臨時株主総会決議日(ドワンゴ)	平成26年7月3日(予定)
上場廃止日(両社)	平成26年9月26日(予定)
当社設立登記日(本株式移転効力発生日)	平成26年10月1日(予定)
当社株式上場日	平成26年10月1日(予定)

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

KADOKAWAまたはドワンゴの株主が、その有するKADOKAWAの普通株式またはドワンゴの普通株式につき、KADOKAWAまたはドワンゴに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、KADOKAWAの株主は平成26年6月21日に開催された定時株主総会(KADOKAWA)に先立って、ドワンゴの株主は平成26年7月3日に開催予定の臨時株主総会(ドワンゴ)に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれKADOKAWAまたはドワンゴに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、KADOKAWAまたはドワンゴが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(以下略)

(訂正後)

(2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

本株式移転計画・統合契約締結承認取締役会決議日（両社）	平成26年5月14日
統合契約締結日（両社）	平成26年5月14日
本株式移転計画承認臨時株主総会基準日公告日（ドワンゴ）	平成26年5月14日
本株式移転計画承認臨時株主総会基準日（ドワンゴ）	平成26年5月29日
本株式移転計画承認臨時株主総会決議日（KADOKAWA）	平成26年6月21日
本株式移転計画承認臨時株主総会決議日（ドワンゴ）	平成26年7月3日
上場廃止日（両社）	平成26年9月26日（予定）
当社設立登記日（本株式移転効力発生日）	平成26年10月1日（予定）
当社株式上場日	平成26年10月1日（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

KADOKAWAまたはドワンゴの株主が、その有するKADOKAWAの普通株式またはドワンゴの普通株式につき、KADOKAWAまたはドワンゴに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、KADOKAWAの株主は平成26年6月21日に開催された定時株主総会（KADOKAWA）に先立って、ドワンゴの株主は平成26年7月3日に開催された臨時株主総会（ドワンゴ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれKADOKAWAまたはドワンゴに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、KADOKAWAまたはドワンゴが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(以下略)

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

(訂正前)

- 平成26年5月14日 KADOKAWA及びドワンゴは、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本統合契約を締結し、本株式移転計画を作成いたしました。
- 平成26年6月21日 KADOKAWAの定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成26年7月3日 ドワンゴの臨時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定です。
- 平成26年10月1日 KADOKAWA及びドワンゴが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、KADOKAWA及びドワンゴの沿革につきましては、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）に記載のとおりです。

(訂正後)

- 平成26年5月14日 KADOKAWA及びドワンゴは、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本統合契約を締結し、本株式移転計画を作成いたしました。
- 平成26年6月21日 KADOKAWAの定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成26年7月3日 ドワンゴの臨時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成26年10月1日 KADOKAWA及びドワンゴが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、KADOKAWA及びドワンゴの沿革につきましては、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）に記載のとおりです。

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

（訂正前）

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（平成26年6月25日）現在において判断したものであります。

（1）経営統合に関するリスク

当社の設立は平成26年10月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をKADOKAWA及びドワンゴで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の承認等が得られない、または延期となるリスク
- ・ドワンゴの株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（以下略）

（訂正後）

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（平成26年7月9日）現在において判断したものであります。

（1）経営統合に関するリスク

当社の設立は平成26年10月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をKADOKAWA及びドワンゴで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の承認等が得られない、または延期となるリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（以下略）

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

ア KADOKAWA

該当事項はありません。

イ ドワンゴ

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成26年6月25日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月19日関東財務局長に提出。
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月15日関東財務局長に提出。

(訂正後)

ア KADOKAWA

該当事項はありません。

イ ドワンゴ

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成26年7月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月19日関東財務局長に提出。
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月15日関東財務局長に提出。
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月26日関東財務局長に提出。
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月4日関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

(訂正前)

ア KADOKAWA

該当事項はありません。

(訂正後)

ア KADOKAWA

(1) 訂正報告書（上記 アの平成26年6月24日付有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年7月2日に関東財務局長に提出。

イ ドワンゴ

(1) 訂正報告書（上記 イ(2)の平成26年5月15日付臨時報告書の訂正報告書）を平成26年7月2日に関東財務局長に提出。